

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成29年3月30日(2017.3.30)

【公表番号】特表2016-512580(P2016-512580A)

【公表日】平成28年4月28日(2016.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-026

【出願番号】特願2016-500402(P2016-500402)

【国際特許分類】

D 0 3 D	1/00	(2006.01)
D 0 3 D	15/00	(2006.01)
D 0 3 D	15/02	(2006.01)
D 0 2 G	3/38	(2006.01)
D 0 2 G	3/04	(2006.01)
H 0 2 G	3/04	(2006.01)

【F I】

D 0 3 D	1/00	Z
D 0 3 D	15/00	D
D 0 3 D	15/00	1 0 1
D 0 3 D	15/02	Z
D 0 2 G	3/38	
D 0 2 G	3/04	
H 0 2 G	3/04	0 6 2

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月17日(2017.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 4】

【図1】本発明の一局面に従って織られたテキスタイルEMI遮蔽ファブリックの概略平面図である。

【図2】本発明の別の局面に従って織られた図1のファブリックの拡大部分平面図である。

【図2A】図2のファブリックの側面図である。

【図3】本発明のさらに別の局面に従って織られた図1のファブリックの拡大部分平面図である。

【図3A】図3のファブリックの側面図である。

【図4】図1のファブリックの構築に用いられるハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図5】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図6】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図7】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図8】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図9】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図

である。

【図10】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図11】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図12】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図13】図1のファブリックの構築に用いられるさらに別のハイブリッド糸の拡大側面図である。

【図14】本発明の別の局面に従う織ファブリックから構築される巻付き可能スリーブの斜視図である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

ファブリック10は平織パターンで織られ得るが、これは開口部18の数を増加させる（互いの上下で波打つ縞および経糸の各交差点に2つの開口部が生じる）。したがって、クローフット型朱子織（図2A）もしくは8ハーネス朱子織パターンなどの朱子織パターン、または任意の他の種類の朱子織パターンを用いることによって、平織パターンと比較して開口部18を減らすことが好ましい。開口部18の数はファブリック表面にわたる全導電率に影響し得ることが分かっており、形成される開口部が少ないほど典型的に導電率が向上し、EMIに対する保護が向上する。